

《陳情・要請等の審議結果》

【平成24年第9回12月定例会】

| 件名 | 結果 |
|-------------------------------------|------|
| 平成25年度福祉施策及び予算の充実について(要請) | 継続審査 |
| 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書 | 継続審査 |
| 西原町学童クラブ充実について(陳情) | 継続審査 |
| 「議案、意見書、請願、陳情」に対する議員個々の賛否記録公表実施への陳情 | 継続審査 |
| 坂田ハイツ内へ下水道を整備するための地主交渉への協力願い(陳情) | 継続審査 |
| 沖縄・民間戦争被害者からの陳情書 | 継続審査 |

【平成24年第8回6月定例会】

| 件名 | 結果 |
|-----------------------------|------|
| 私有財産の公衆用道路への潰れ地補償問題 | 継続審査 |
| 「若夏」「うるま荘」「沖縄学生会館」の最大活用について | 審議未了 |

【総務財政常任委員会所管事務調査報告】

総務財政常任委員会(呉屋 悟委員長)では、平成24年11月15日～16日に、静岡県内の2市1町を調査しましたので、次のとおり報告します。



■ 地震・津波防災対策 ～吉田町～

東日本大震災以降、独自の津波想定ハザードマップを策定、防災課の設置、津波避難シミュレーションの実施、避難計画の策定などに取り組み、津波避難タワーの建設が今年度から始まる。同タワーは町道に横断歩道橋と津波避難施設の兼用工作物として設置する予定。また、防災ラジオの無償配布で防災行政無線等と併用して情報伝達手段を確保している。

■ 地震・津波対策と自主防災組織の活動内容 ～沼津市～

東日本大震災後、地震・津波対策マニュアル、津波ハザードマップを作成、配布。年6回の防災訓練や夜間訓練も実施。自主防災組織は、昭和55年ごろから活動を始め、現在297の自主防災会がある。避難ビル指定を住民自ら選定してきた経緯など防災に対する住民意識が高く、現在は市指定192施設が選定されている。孤立予想地区への防災倉庫の設置や自主防災組織による中高生も参加しての防災訓練など後継者の育成も図っている。

■ 債権管理条例 ～浜松市～

浜松市では、行財政改革推進審議会の提言、答申を受け、債権の一元的回収と特に私債権の不納欠損処理の問題解決に向け、「浜松市債権管理条例」を施行し、債券管理の適正化と一元的徴収体制の確立、職員の技能・資質向上を図っている。西原町債権管理条例も同条例を手本としていることから、強制執行当、債権の申出等、徴収停止、履行延期の特約等、その他の債権の放棄については、しっかりとした職員の自覚と徴収体制の確立が望まれる。

決議・意見書

※要約しています。詳細は会議録又はホームページをご覧ください。

米軍兵による住居不法侵入・傷害・器物損壊事件に対する抗議決議

去る11月2日深夜、読谷村宇古堅で嘉手納町基地所属の空軍兵が村内の居酒屋で酒を飲んで暴れた後、3階建てアパートに不法侵入し、3階に眠っていた男子中学生(13歳)の顔を殴り傷害を負わせ、器物を損壊する蛮行が行われた。

日米両政府の県民の声を無視したオスプレイの強行配備に続き、次々と起こる米兵による野蛮な暴行事件に対し、今や町民・県民の怒りは爆発している。

よって、本町議会は、厳重に抗議するとともに、下記について速やかに実現するように強く抗議する。

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
- 2 加害者の米兵を早急に日本側へ引き渡すこと。
- 3 米軍人及び軍属等への人権教育を徹底し、実効性ある抜本的な再発防止策を公表すること。
- 4 日米両政府は理不尽な日米地位協定を抜本的に改正すること。
- 5 基地の大幅な整理縮小・撤去すること。

あて先 米国大統領、米国国防長官、米国防務長官、駐日米国大使、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国防領事
 ※意見書も同内容で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣 あてて決議されました。

相次ぐ米軍兵士による事件への綱紀粛正の徹底を強く求める意見書

去る11月18日早朝、酒に酔った在沖米海兵隊兵士が那覇市牧志のビル4階の部屋に不法侵入したとして、住居侵入の疑いで現行犯逮捕されるという蛮行がまたもや発生した。

今回の事件は、読谷村で発生した事件からわずか16日後の事件であり、いとも簡単に破られた深夜外出禁止令が再発防止策に全くつながらないことが浮き彫りとなった。

よって、本町議会は、去る8月に那覇市で発生した強制わいせつ致傷事件、10月の本島中部で発生した女性暴行致傷事件に引き続き、相次ぐ米軍兵士による凶悪事件に関し、厳重に抗議するとともに、関係機関に対して綱紀粛正の徹底及び下記事項の実現を強く求める。

- 1 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償と心のケアを行うこと。
- 2 米軍人・軍属等への人権教育のあり方を根本から見直し、県民が納得できる実効性のある再発防止策を講ずること。
- 3 米軍関係者を特別扱いする「日米地位協定」を抜本的に改正すること。
- 4 在沖米軍基地の目に見える形での整理・縮小を促進すること。

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣
 ※抗議決議も同内容で、米国大統領、米国防務長官、米国防総省長官、米国防務省日本部長、駐日米国大使、在沖米国防領事、沖縄及び北方対策担当大臣 あてて決議されました。